こどもまんなか社会の実現に向けて 全国の地方自治体首長の皆様へ

平素よりこども政策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

こどもや若者に関する施策については、これまで様々に取り組んできましたが、一定の成果はありつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況です。また、児童虐待や不登校、こどもの自殺等、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらにコロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えていると考えられます。

私はこども政策担当大臣として、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現することが必要であると考え、日々取り組んでおります。

6月15日に「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」が成立し、本日公布されました。

こども基本法で示されたこども政策の基本理念等に基づき、こども政策を 強力に推進していくための新たな司令塔として、令和5年4月1日にこども 家庭庁を創設し、こどもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支 援していきます。

改めて申し上げるまでもなく、こども政策の推進は国だけでできるものではありません。こども政策の具体の実施を担っていただいているのは地方自治体であり、国と地方自治体の連携が必要不可欠です。

地方自治体では、日々こども、若者、子育ての当事者や支援者の声を聴き、 支援の重要な担い手であるNPO等をはじめとする様々な民間団体等と連携・協働する中で、現場のニーズを踏まえた新たな取組が生まれており、それらは地方創生にも資する取組です。国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした地方自治体の先進的な取組の共有を 図り、横展開を進め、必要に応じて制度化していくことが求められていると 考えます。

私は、こども政策の推進については、国と地方自治体が車の両輪となり、現 状と課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要があると思い ます。 こうした連携・協働の基盤を構築するために、今後、今まで以上に地方自治体の皆様の御意見を伺い、対話を重ねながら、国、地方自治体の双方向の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等の実現について具体的に検討してまいります。

また、各自治体におけるこども政策担当部局の組織・体制については、それぞれの地域の実情等に応じて各自治体で検討・整備していただくものですが、こども政策に関わる部局間の連携、とりわけ首長部局と教育委員会の連携は今後ますます重要になってくると考えています。今後、こども家庭庁においては、こうした連携の先進事例等も発信・共有してまいりますので、是非御活用ください。

今後も検討の進捗等に応じて、随時、こども家庭庁やこども政策に関して 地方自治体の皆様との情報共有に努め、国民の皆様には適時適切な情報の発 信に努めてまいります。

地方自治体の首長の皆様におかれましては、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」の公布を一つの重要な契機として、引き続きこども政策の推進に格段の御高配をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和4年6月22日 こども政策担当大臣 野田 聖子